

申告書等の控えの收受日付印の押なつについて

令和 7 年 1 月から申告書等の控えへの收受日付印の押なつは行っていません。
申告書等を書面で提出する際は、提出用（正本）のみを送付してください。

【提出先】 大阪国税局業務センター大手前分室
〒540-8543
大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 44 号大阪合同庁舎第 1 号館

自宅等からのマイナンバーカードを利用した 「e-Tax」をご利用ください!!

スマートフォン等から e-Tax を利用すれば、ご自宅で申告書の作成・送信が可能です！
※申告書の作成には、スマートフォン及びマイナンバーカード（2種類のパスワード）が必要です。



国税に関するご質問・ご相談

① 電話で相談

国税に関する一般的なご質問やご相談については、国税相談専用ダイヤル（℡ 0570-00-5901）をご利用ください。
つながらない場合は、所轄の税務署へ電話して、音声案内「1」を選択してください。

② 税務署で相談（事前予約制）

確定申告書の作成等、電話での回答が困難な相談については、事前にご予約いただいた上で、所轄の税務署において相談をお受けしています。
所轄の税務署へ電話して、音声案内「2」を選択してください。
※1月中の相談は、事前予約をされている方のみです。

キャッシュレス納付については、 スマホアプリ納付が利用可能です。

6つの Pay 払い（〇〇ペイ）から納付手続きが行えます。
事前手続き不要で、いつでも場所を選ばずできます。

（留意点）

- ・アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- ・原則として全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を張り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。
- ・一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※利用する Pay 払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- ・領収証書は発行されません。



「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウム 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」をブラッシュアップ ～みんなに親しまれる古墳とは～

私たちの羽曳野市は、「世界遺産の古墳のあるまち」です。「古墳」には、さまざまな価値や魅力が秘められています。
多くの人たちが力を合わせて作り上げた古墳は、その後千数百年もの間、姿を変えながらも現代まで引き継がれてきました。
今回は、大型前方後円墳や世界遺産を目指している飛鳥時代の古墳が「ブラッシュアップ」され整備公開されている事例を取り上げ、みんなに親しまれる古墳とはどのようなものか、を考えます。

講師・パネラーには、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録のため奔走されている小池香津江氏（奈良県明日香村教育委員会文化財課長）、古墳な



どの文化遺産にやさしいまなざしを持ってその活用等を考えられている鈴木一有氏（浜松市博物館長）、古墳や埴輪の専門家である群馬県保田古墳群の整備を手掛けられた若狭徹氏（明治大学文学部教授）を迎えます。

とき 令和 7 年 2 月 24 日（振替休日）13:00～16:30
場所 LIC はびきの ホール M（軽里 1-1-1）
定員 350 人 ￥500 円（資料代）事前申込要（先着順）
申込 メールまたはハガキ。氏名（ふりがな）・住所・電話番号を明記。
1 回の申込で 5 人まで（全員の氏名・代表者の住所と電話番号を明記）。
〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1
羽曳野市教育委員会 文化財・世界遺産室
メール:bunka-sekai@city.habikino.lg.jp